

とちぎの木材を使用し家を建築する建築主の方に、県が補助します

～ 令和2(2020)年度とちぎ材の家づくり支援事業（増築・改築事業・第一期）～



1 補助金の対象

県内における、補助要件を満たす木造住宅の増築及び改築

2 補助金交付の申請者

住宅の建築主

3 補助金額

⇒右図

補助金額は、その住宅の使用木材における県産出材の使用量により3段階に分けられます。

県産出材使用量m3	補助金額
15m3以上	15万円
10m3以上15m3未満	10万円
5m3以上10m3未満	5万円

※補助金の交付の決定後、県産出材使用量が減り、該当区分を下回る場合、減額となります。
 なお、事業実績において、県産出材使用量が増え、該当区分を上回る場合でも、交付決定額の増額は行いません。

4 補助要件

	要件	補助対象とならない場合（例示）
住宅の要件	1 棟別の増築・改築 ・増築：既存の住宅のある敷地内において、既存の住宅の床面積の合計が増加する工事 ・改築：既存の住宅の一部を除却し、これと用途、規模、構造が著しく異なる住宅を建てる工事	・住宅の新築 以下の工事については、「新築」扱いとします ・既存の建築物のある敷地内において別棟で住宅を建てる場合 ・既存の住宅の全部を除却し、建て直す場合
	2 ①使用木材（構造材、下地材、造作材）に合法木材を使用すること。 ②県産出材を5㎡以上使用すること。	・合法木材・県産出材を証明できない納材業者から納材を受ける場合など
	3 令和3(2021)年3月12日までに事業完了（木工事の施工完了）し、同日までに実績報告を提出できること。	
施工者の要件	4 県内に本店（本社）を有する建設業許可業者（建築一式）が施工すること。※建設業法上認められる場合を含む	・県内に本店がない場合 ・建設業許可を受けていない業者が施工する場合 （建設業法上認められる場合を除く）
県税の納税	5 申請者が県税を滞納していないこと。	

5 対象戸数及び募集期間

※補助対象は、R2(2020)4.1から6.30までに工事着手するものとなります。

第一期募集 80戸程度(県産出材使用量の多い順に採択します(別途優先採択要件あり))
 募集期間 令和2(2020)年4月23日(木)から5月14日(木)
 [受付時間:上記期間の平日8時30分～17時]



以下に該当する場合、県産出材使用量に関わらず、優先的に採択します。
 ・令和元年東日本台風被災者であること

6 申請書の提出先

栃木県木材業協同組合連合会

〒321-2118 宇都宮市新里町丁277-1
 ☎028-652-3687

※ 申請書類は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、極力、郵送での提出をお願いいたします。

木材に関する留意事項

- ◆使用木材とは …… 建築する住宅に使用する全ての木材（構造材、下地材、造作材）
縁側やウッドデッキは対象となるが、外構やテーブルなどの非固定式のものは対象外
- ◆合法木材とは …… 違法伐採でないことが、森林・林業・木材関係団体による制度により証明された木材
- ◆県産出材とは …… 県内の森林から産出された木材であることが、森林・林業・木材関係団体による制度により証明されたもの

補助金交付の申請から補助金を受け取るまでの流れ

: 申請者の手続き : 県等の手続き

申請者（建築主の方）は、
工事請負契約締結・建築確認後、
工事着手日前までに、補助金交付申請書を
栃木県木材業協同組合連合会（以下「木協連」）
に**提出**してください。

令和2（2020）年4月1日から6月30日
までに工事着手するものが対象です。
申請日の特例があります。詳しくは
県ホームページをご覧くださいか、
栃木県林業木材産業課にお問い合わせ
ください。

■申請書類

- ・補助金交付申請書
- ・木拾い表（計画）※住宅に使用する全ての木材
- ・案内図、配置図、各階平面図：A3版に縮小コピー
（建築確認申請に提出したもの）
- ・建築確認済証の写し
- ・建築確認申請書の控えの写し（第一面～第五面）
- ・工事請負契約書の写し
- ・施工者の建設業許可通知書の写し
- ・県税事務所の全税目の納税証明書
- ・市町の個人住民税の納税証明書
- ・債権者登録申出書 ※口座情報は誤りのないようご注意ください。
（以下は必要に応じて）
- ・交付決定前着手届出
- ・令和元年東日本台風罹災証明書（市町が発行する）

県木協連が確認、栃木県（林業木材産業課）が
審査し、採択日以降に申請者あて**交付決定通知**
書を郵送します。

採択は、県産出材使用量の多い順に採択しますが、
優先採択要件に該当する場合は、県産出材使用量
に関わらず、優先的に採択いたします。
（詳細は、表面もしくは、県HPをご覧ください）

事業が完了後、すみやかに実績報告書を
県木協連に**提出**してください。
提出期限：令和3（2021）年3月12日（金）

■実績報告書類

※事業実績の変更による増額は行いません。

- ・実績報告書
- ・木拾い表（実績）
- ・県産出材証明書、合法木材証明書
- ・写真（県産出材を使用した主な場所）

県木協連が確認、栃木県（林業木材産業課）が検査し、**検査結果の通知**を申請者あて郵送します。

検査結果通知に同封した**補助金請求書**を提出してください。

補助金を口座に振り込みます！

問合せ先

栃木県 環境森林部 林業木材産業課 木材産業担当 TEL028-623-3277 <http://www.pref.tochigi.lg.jp/>